

函館市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月22日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第18号

函館市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

函館市福祉事務所長事務委任規則（平成22年函館市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第21条の18第1項の勸奨および支援ならびに同条第2項の措置に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。